

# 労働安全衛生法令に基づく登録機関制度について

資料16

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)  
 「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」

平成15年度末より、  
 それまでの指定制度  
 から登録制度に移行

